商品概要説明書

住宅ローン (借換応援型)

(令和6年9月2日現在)

商品名	住宅ローン(借換応援型) 期間:令和6年2月1日(木)~令和7年1月31日(金)
ご利用いただける方	○JAの組合員の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。なお、最終償還時の年齢が満 80 歳以上の場合でも、ご本人と同居または同居予定の 18 歳以上の子供を連帯債務者とすることによりお借入れが可能となります。 ○原則として、前年度税込年収が 300 万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします。)。ただし、農業者以外の自営業者の方は、過去3か年の各年の所得金額(税引前所得)が 300 万円以上、かつ JA が定める条件を満たしている方。なお、同居される配偶者の方を連帯債務者とし所得合算できる場合があります。 ○原則として、勤続(または営業)年数が1年以上の方。ただし、農業者以外の自営業者については、営業年数が3年以上の方。 ○団体信用生命共済(保険)に加入できる方。 ○団体信用生命共済(保険)に加入できる方。 ○JA が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他 JA が定める条件を満たしている方。 ○連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。
資金使途	 ○ご本人またはご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。 ①現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換資金(借換対象住宅にかかる既往リフォーム資金の借換も含む)とお借換えに伴う諸費用。 ②お借換えとあわせた増改築・改装・補修資金と付随して発生する諸費用。 ③上記①・②の借入と併せた他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換(以下「おまとめ住宅ローン対応」)と借換に伴う諸費用。
借入金額	○10 万円以上 10,000 万円以内とし、1 万円単位とします。 ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得) に対する割合が JA の定める範囲内、所要金額の範囲内とします。 なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、JA の融資窓口へ お問い合わせください。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は、 500 万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等 の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部 分に対する借入金額の2分の1以下とします。
借入期間	○3年以上40年以内とし、1か月単位とします。ただし、原則として現在他金融機関からお借入中の住宅資金の残存期間内とします。○おまとめ住宅ローン対応を行う場合についても、貸付期間は、住宅ローンにおける貸

	付期間の範囲内とします。
	なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、JA の融資窓口へ
	お問い合わせください。
	○次のいずれかよりご選択いただけます。
	【固定変動選択型】
	当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)をご選択いただきます。選択し
	た固定金利期間によってお借入利率は異なります。
	お借入時の利率は、JAの店頭でお知らせいたします。
	固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択すること
	もできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。ま
出ま和家	た、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終
借入利率	了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。
	【変動金利型】
	お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(住宅ローンプライムレート
	/長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日(応答
	日)の翌日より適用利率を変更いたします。
	【固定金利型】
	お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。
	○利率等の詳細については、JA の融資窓口へお問い合わせください。
	○元金均等返済(毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法)もしくは
	元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済
	方式、年2回返済方式(専業農業者の方に限ります。)、特定月増額返済方式(毎月返
	済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元
	金総額は、お借入金額の 50%以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけま
	す。
返済方法	○元利均等返済において、変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご
	返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、10月1日の基準日を5回経過するまで
	は、ご返済額を変更いたしません。5回目の10月1日の基準日には、ご返済額をお借
	入利率・残存元金・残存期間等に基づいて算出し直し、以降も基準日を5回経過する
	ごとに同様の見直しを行います。変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25 倍を上
	 限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則と
	して最終期日に一括返済していただきます。
	○ご融資対象物件(建物のみ融資対象となる場合も土地・建物の双方とします。)に第一
担保	順位の抵当権を設定登記させていただきます。
	 ○建物には時価相当額かつ原則として全額償還まで火災共済(保険)にご加入いただき
	ます。また、原則として、ご加入いただいた火災共済(保険)金請求権に第一順位の
	質権を設定させていただきますが、JAが指定する保証機関の所定の審査基準により、
	質権設定が省略できる場合があります。
	○JA が指定する保証機関 (宮崎県農業信用基金協会) の保証をご利用いただきますので、
保証人	原則として保証人は不要です。
l	I .

○一括払い	分割状いの1	ハずれかトり	ご選択いただけます。	
	71 FITA ('V)	' ' 9 A U / J ' A ' '		

①一括払い

ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます(0.15%、0.20%、0.25%、0.30%のいずれか。ただし、農業者の場合は、0.10%となります。)。なお、保証料には、一律保証料(25,000円)が含まれております。

【お借入額1,000万円あたりの一括支払保証料(保証料率:0.15%の場合)】

お借入期間	10年	20年	25 年	30年	35 年	40年
保証料(円)	95, 575	156, 632	184, 139	209, 772	233, 653	255, 883

保証料

※一律保証料(25,000円)を含む。

②分割払い

約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。

(0.15%、0.20%、0.25%、0.30%のいずれか。ただし、農業者の場合は、0.10%となります。)

なお、キャンペーン等、保証料込の場合はお客様から JA へお支払いいただく利息の中から JA が保証会社へ支払います。

ご融資時に一律保証料(25,000円)をお支払いいただきます。

- ○ご返済期間終了までの間において、全額繰上返済等をされる場合は、保証機関が支払 う返戻保証料より 5,000 円が控除されます。
- ○JA 所定の団体信用生命共済(保険)のいずれかにご加入いただきます。

なお、共済(保険)掛金はJAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済(保険)の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。

団体信用生 命共済 (保険)

団体信用生命共済(保険)名	加算利率
団体信用生命共済(特約なし)	年 0.00%
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.06%
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.00%
団体信用生命共済(連生)	年 0. 20%
三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)	年 0.30%
がん保障特約付団体信用生命保険	年 0.10%
がん保障特約付団体信用生命保険 (連生)	年 0. 20%
団体信用生命保険(ワイド)	年 0.30%

9 大疾病補 償保険

○ご希望により上記の団体信用生命共済(特約なし)または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。

年0.3%

○ご融資時に次の手数料(消費税等含む。)が必要となります。 融資実行手数料 55,000円 (保証会社手数料(一律保証料25,000円)含む。) ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済される場合は、次の事務 手数料 (消費税等含む。) が必要です。 一部繰上返済手数料 5,500円 5,500円 全額繰上返済手数料 繰上返済手数料 ※当初実行日より 10 年未満の場 合、上記手数料(5,500円)に加 33,000 円 手数料 算。 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件等を変更される場合は次の事務手数料 (消費税等含む。) が必要です。 固定期間終了後 5,500円 金利条件変更事務 の金利条件変更 手数料 固定期間中の 5,500円 その他手数料 金利条件変更 特約期間設定手数料 無料 実費相当額 不動産担保条件変更事務手数料 償還方法変更事務手数料 5,500円 ○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきましては、JA 支店にお 申し出ください。JA では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適 苦情処理措 切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 置および紛 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付 争解決措置 けております。 の内容 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上 記JAバンク相談所にお申し出ください。 鹿児島県弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。) ○お申込みに際しては、JA および JA が指定する保証機関において所定の審査をさせてい ただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あ らかじめご了承ください。 その他 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明 書」については、「住宅の取得資金等にかかる借入残高」のみについて計算し表示いた します。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、資金使途に住宅資金以外の生活資金が一含まれ るため、民事再生法適用時の住宅資金特例措置の対象外となる可能性があります。

- ○印紙税・抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となります。
- ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、JA の融資窓口までお問い合わせください。
- ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済(保険)により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。
- ①業者からの持込

金利引下げ

条件

- ②他の金融機関からの住宅ローン借換
- ③正組合員またはその家族(配偶者、直系 2 親等以内)
- ④当 J Aにて農産物販売代金・給与振込・年金振込のある方
- ⑤当 J Aにて公共料金の口座振替がある方
- ⑥当JAにて定期積金、定期貯金の契約をされている方
- ⑦当 I Aにて個人ネットバンクを利用されている方
- ⑧当 J Aにて本人または家族が投資信託されている方
- ⑨当 J Aにてローン契約のある方
- 毎日JAにてローン 矢柄のある刀
- ⑩当 J A にてカードローン (約定返済型) の契約をされている方
- ⑪当 J Aにて初めての取引で口座開設される方
- (12) J Aカード契約者または新規申込者
- ③ J A青(壮)年部・女性部の方
- ⑭ J Aにて購買事業の利用のある方
- ⑤ J Aプリエール会員に加入されている方
- ⑩相談会に来店された方
- ⑰ J A より融資物件(建物・土地)を購入される方
- ®融資対象物件がエコ住宅(オール電化、環境配慮型ガス型住宅、太陽光発電システム・ 環境貢献型みやざきスギの家認定制度)に該当される方

IAバンク宮崎